

「工事指名希望申込書」の郵送での受付終了について

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取扱いを5類に変更する国の決定に伴い、「工事指名希望申込書」の郵送での受付を終了いたします。

令和5年5月15日以降に公表する工事発注予定表の「工事指名希望申込書」は、北区役所契約管財課契約係の窓口（第2庁舎3階）にある投函箱に投函する必要があります。

入札の手順等につきましては、北区ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kita.tokyo.jp/keiyakukanzai/kuse/keyaku/tejun/koji.html>

契約管財課契約係

契約・入札制度の変更について

東京都北区契約事務規則等を改正し、以下のとおり契約・入札制度を変更しました。改正後の各基準等は令和6年4月1日契約締結分から適用になります。

①最低制限価格の決定方法

現行

請負ごとに、予定価格の10分の9から10分の7までの範囲で定めます。

予定価格が2,000万円以上の工事については、原則として下記の算定式により最低制限価格を設定します。

《算定式》

直接工事費×0.95+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.8+一般管理費等×0.55

改正後

請負ごとに、予定価格の10分の9.2から10分の7.5までの範囲で定めます。

予定価格が2,000万円以上の工事については、原則として下記の算定式により最低制限価格を設定します。

《算定式》

直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.68

※予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費またはガス工事費等が含まれている場合や、建築工事（建築設備工事を含む）の場合の計算方法についてはこれまでのとおりです。

②前金払の限度額

現行

土木工事等 契約金額の10分の4を超えない範囲で2億円を限度として前金払することができます。

改正後

土木工事等 契約金額の10分の4を超えない範囲で4億円を限度として前金払することができます。

※工事関連設計等については変更ありません。

※前金払を行う対象案件はこれまでのとおりです。

③中間前金払の限度額

現行

工事請負契約において契約金額の2割を超えない範囲で1億円を限度とし、前金払に追加して前金払をすることができます。

改正後

工事請負契約において契約金額の2割を超えない範囲で2億円を限度とし、前金払に追加して前金払をすることができます。

低入札価格調査制度について

北区が発注する工事請負契約に係る入札において、当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合に調査を行う制度（低入札価格調査制度）を導入しています。

1 対象

次の範囲を原則として、入札等審査委員会で決定します。

- (1) 予定価格が 9,000 万円を超える工事請負契約に係る制限付一般競争入札
- (2) 総合評価方式による工事請負契約に係る制限付一般競争入札

2 調査基準価格（非公表）

低入札価格調査を行う場合の基準となる価格（調査基準価格）は、当該工事の内容及び予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、請負ごとに、予定価格の **10 分の 9.2 から 10 分の 7.5** までの範囲で定めます。（令和 6 年 4 月 1 日契約締結分から変更）

3 失格基準（非公表）

当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる価格（失格基準）を、予定価格の **10 分の 9.2 から 10 分の 7.5** までの範囲で定めます。（令和 6 年 4 月 1 日契約締結分から変更）

なお、失格基準に満たない価格での入札は、低入札価格調査を行わず、失格となります。

4 落札決定の保留

入札の結果、調査基準を下回り、かつ、失格基準を下回らない価格で入札が行われた場合には、入札者に対して落札決定を保留する旨を宣言するとともに、落札者は調査の結果、後日決定することを周知し、入札を終了します。

5 調査の実施

入札の結果、調査基準価格を下回り、失格基準を下回らない価格で入札を行った者から、別に定める事項について、当該契約ごとに必要な調査を行います。（調査の詳細は「東京都北区低入札価格調査制度実施要綱」をご参照ください。）

6 落札者の決定

上記の調査終了後、低入札価格調査委員会へ付議し、審査の結果、当該入札価格により契約内容に適合した履行が可能と判断しときは、当該入札価格の入札者を落札者とし、その旨を通知します。

詳しくは、[北区役所ホームページ](#)をご覧ください。

契約管財課契約係

東京都北区公契約条例について

入札や公契約の適正化、公契約業務に従事する労働者の適正な労働環境整備の推進、公契約の適正な履行及び公共工事等の品質の確保を図ることにより、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進を目的として制定され、令和5年7月1日からは全面施行されます。

1. 特定公契約とは

令和5年7月1日以降に北区が締結する公契約のうち、契約方法(入札、随意契約)に関わらず、以下のいずれかに該当するものは、東京都北区公契約条例で定める特定公契約となります。

- (1) 予定価格が9,000万円以上の「工事又は製造の請負契約」
- (2) 予定価格が2,000万円以上の「工事及び製造以外の請負契約」及び「業務委託契約」
- (3) 区長が認めた年間の管理経費が2,000万円以上の指定管理協定

※区長が認めた年間の管理経費：指定管理料ではなく、予め区が設定した管理経費

【注意】

※予定価格は消費税及び地方消費税相当額を含む金額です。契約金額(変更契約金額含む)に関わらず、予定価格で特定公契約に該当するかが判定されます。

発注予定表の件名欄に、【特定公契約対象案件】と記載のある場合は、公契約条例で定める特定公契約となる案件です。受注した場合は、受注者及び下請業者等が、労働者等(アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者、一人親方等を含む)に対して、労働報酬下限額以上の賃金等を支払い等様々な義務が生じます。予めご承知おきください。

発注予定表イメージ

件名
【特定公契約対象案件】
○○○○委託

2. 特定公契約を受注した受注者及びその下請業者等の主な義務

- ①労働報酬下限額以上の賃金等支払
- ②労働者等へ労働報酬下限額等の周知【受注者のみ】
- ③労働条件等報告書の提出【受注者のみ】
- ④労働者等の継続雇用【受注者のみ】(※努力義務)

詳しくは、北区役所ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.city.kita.tokyo.jp/keiyakukanzai/koukeiyaku.html>

現場代理人の兼任に関する基準 を改正しました。

区内建設業者の受注機会の拡大を図るため、現場代理人の兼任に関する基準を制定し、平成26年10月1日以降に契約する工事請負契約について現場代理人の兼任を認めることとしました。

令和5年12月1日に、現場代理人の兼任に関する基準を改正し、現場代理人が兼任できる工事請負契約を拡大しました。

本改正に伴い、「現場代理人兼任届」の記載事項も変更となりました。改正以後に締結した工事請負契約で現場代理人の兼任を希望される場合は、変更後の「現場代理人兼任届」を契約管財課にご提出ください。

詳しくは、北区役所ホームページの、「現場代理人の兼任に関する基準」をご覧ください。

契約管財課契約係

電子契約の一部導入について

契約事務のペーパーレス化を推進するとともに、区・受注者双方の業務の効率化及びコスト削減を図るため、令和6年10月より電子契約を一部導入します。

1. 電子契約とは

紙の契約書作成、押印に代わり、インターネット上のサービスを利用して契約の締結を行うものです。北区では「クラウドサイン」という立会人型電子契約サービスを利用します。

インターネットに接続し、電子メールを送受信できる環境があれば、利用可能です。電子証明書の取得が不要で、費用負担がありません。

メリット

- ・契約手続きにかかる時間短縮(印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要)
- ・コスト削減(製本代、郵送代、印紙税が不要)

2. 対象案件

令和6年10月以降に発注予定表を公表する工事入札案件

※対象案件は、指名通知時にお知らせします。

※一部対象にならない案件があります。

電子契約を希望する場合は、案件ごとに「電子契約サービス利用申出書」を応札時に提出してください。なお、電子契約を希望しない場合は、従来通り紙の契約書となります。

詳しくは、北区役所ホームページをご覧ください。

契約管財課契約係

東京電子自治体共同運営電子調達サービスをご利用の
建設業事業者のみなさまへ

社会保険・雇用保険の加入手続きはお済みですか？

平成28年4月以降、資格申請の際には社会保険等の加入が必須となります。
社会保険等未加入の場合、入札参加資格が取得できなくなります。

- ※ 社会保険、雇用保険の加入状況が「適用除外」の場合は上記事項には該当しません。
- ※ 国土交通省直轄工事において、平成27年度以降は、競争入札参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険等加入業者に限定する取り扱いをもとに、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいても同様の取組を行います。

社会保険・雇用保険について

社会 保 険	健康保険	労働者が病気や怪我をしたときに、給付を行う制度
	厚生年金保険	労働者が高齢になったとき、障害を負ったとき、亡くなったときに、年金や一時金の支給を行う制度
雇用保険		労働者が失業したときに、労働者の生活の安定を図り再就職を促進するための給付を行う制度

保険の加入について

- 労働者を雇用している事業者には、社会保険及び雇用保険に加入する法令上の義務があります。社会保険及び雇用保険に加入しましょう。
- 下請事業者(二次下請以下の事業者も含む)がある場合には、下請事業者の社会保険及び雇用保険加入状況を確認し、未加入の場合は加入するよう指導してください。
- 工事及び工事関係業務委託の競争入札参加資格審査において、社会保険及び雇用保険の加入状況を格付に反映しています。

社会保険・雇用保険に関する相談窓口について

社会保険・雇用保険に関する相談窓口は以下のURLからご確認ください。

◇社会保険(健康保険・厚生年金保険)

→日本年金機構 全国の相談・手続き窓口

URL <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

◇雇用保険

→厚生労働省 全国ハローワークの所在案内

URL <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

社会保険・雇用保険加入に関し、東京都社会保険労務士会を通じて地域の社会保険労務士に相談することができます。

社会保険労務士は、従業員の採用から退職(解雇)まで(会社設立から解散まで)の間に必要な労働・社会保険の諸手続きのすべてを事業主に代わって行います。また、年金裁定請求手続きや労災保険の給付申請手続きなどの事務を個人に代わって行います。

以下のURLからお近くの社会保険労務士を探すことができます。

東京都社会保険労務士会

URL <http://www.tokyosr.jp>

事業所の所在地が東京都以外の方

全国社会保険労務士会連合会

契約制度に関する問い合わせ先は審査担当自治体の担当者までお願いします。

令和7年度工事発注予定

令和7年1月6日

【希望制指名競争入札案件の指名希望申し込み】

1. 申込基準: ①東京電子自治体共同運営電子調達サービスで入札参加資格申請登録があり、本表「申込業種」欄にある業種が入札参加資格に登録されている者。2つ以上の業種がある場合はOR(又は)条件。②共同運営サービスの共同格付が本表「基準格付」欄に記載された格付に該当すること(表欄中に「-」とあるものは格付基準なし)。③地域要件欄に「区内」と表示してある場合、区内本店及び支店・営業所等のみ応募可能。「区内外」と表示がある場合、区外業者も応募可能。

2. 申込み方法: 申込み期間中に所定の指名希望申込書を北区役所契約係の窓口(投函箱あり)のみで受付します(受付時間8:30~17:00)。電子入札案件も同様に窓口(投函箱)に指名希望申込書(紙)を提出します。

【公告案件のお知らせ】 本表申込期間欄に「公告」とあるものは別途、公告します。

【最低制限価格】 予定価格で工事130万円以上、工事設計、測量、地質調査等の委託は500万円以上が対象です。

【低入札価格調査制度】 原則、予定価格で工事9,000万円以上の制限付一般競争入札案件及び工事総合評価方式入札案件が対象です。

【電子入札】 原則、工事請負契約と設計・測量及び地質調査等の工事関係委託で行います。ただし、申込みに関しては、指名希望申込書(紙)で提出します。入札手段欄で「電子」「紙」で区分しています。

営繕課

申込番号	処理	申込基準			申込期間	入札時期	工事件名	工事場所	工期	工事概要	入札方法	入札手段	契約の相手方 (名称、住所)	契約金額	契約年月日 及び工事着手 の時期
		申込業種	基準格付	地域要件											
1	1/6 新規	建築 設計	-	区内外	1/7~1/14	令和7年 4月上旬	【特定公契約対象案件】 旧田端中学校改修実施設計業務委託	総務部営繕課指定場所	令和7年 12月中旬	改修、改築等による学校移転利用のため旧田端中学校改修工事の実施設計業務委託	希望制 指名競争 入札	電子			

処理欄: 終了...入札が終了しています。

延期...発注が遅れていますが、希望は有効です。新たに申込受付はしません。

追加...希望を追加して受付します。すでに申し込み済みの場合、再度申し込む必要はありません。

中止...発注中止等により希望が消滅します。

この発注予定は毎月1日と15日に更新します。

更新日が区役所の閉庁日の場合、その翌日とします。